

令和7年4月

生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組

八王子市立第八小学校

1 方針

(1) 思いやりがあり、やさしさをもった豊かな心を育成し、健康で安全・安心な学校生活を送れるよう、基本的な生活習慣を身に付ける。

①一人ひとりの児童のよさを認め、自己肯定感、自己有用感など自尊感情を高めるような学級経営に努める。

②あいさつ運動を通じて、活気と規律のある学校生活を送れるようにする。

(2) いじめを絶対に許さない指導を徹底し、いじめの早期発見・早期解決に努めるとともに、事後、長期的に見守っていく。

①「八王子いのちの大切さを共に考える日」の取組として道徳、学級活動、各教科で命に関する授業を実践する。

②悩み事があるときに、周りの大人が支える相談体制を構築し、児童誰もが「相談できる大人がいる」と答えられるようにする。

③学校いじめ対策委員会 校内委員会などで児童に関する情報交換を密にする。

(3)不登校を生み出さない学級・学年づくりに取り組むとともに、不登校傾向児童に対して校内委員会、登校支援会議を開催し、一人一人に合った方策や支援を心がける。

①「やさしさ」「思いやり」の気持ちのある言語環境、教室環境づくりに努める。

②「SNS八小ルール」など、情報モラルの充実を図り、相手の気持ちを考えたネット社会の一員となるような指導を行う。

(4)生活指導に係る諸問題解決のために、保護者との連携と理解及び、関係諸機関と連携を図る。

①問題行動や気になる事案があった場合は迅速な初動対応と組織を生かした対応を心がける。

②日常的に情報共有を密に行う機会を心がける。

2 体制

(1) 主に校内

学校いじめ対策委員会 登校支援会議 校内委員会 スクールカウンセラー 学校巡回心理士

(2) 外部機関などの連携

学校サポートチーム 学校運営協議会委員 保護司 民生児童委員 学校安全ボランティア

子ども家庭支援センター 児童相談所 八王子警察署 各医療機関 スクールソーシャルワーカー

巡回相談 スクールロイヤー

3 体罰防止のための取組

(1) 教員研修の実施

- ①年度初め、1学期末、2学期末に服務研修を行い、体罰や不適切な指導などを起こさないよう意識を高める。東京都教育委員会発行の『使命を全うする』を活用する。
- ②適宜、服務事故事例に関する情報を教職員に提供し、自己啓発を高める。

(2) 意識高揚のためのスローガン作成

年度初めの研修を受け、体罰防止、不適切な指導、行きすぎた指導を起こさないために、生活指導部が中心となり、教職員全員でスローガンを考え、職員室などに掲示し体罰防止の意識を高める。

(3) 体罰チェックシートの活用

- ①毎月末に、「体罰防止セルフチェックシート」を記入させ、一人一人が自己を振り返られるようにする。
- ②ふれあい月間などで、児童に対して体罰に関するアンケートを実施する。疑義がある場合には、管理職による聞き取りを行う。

(4) 職場の体制・雰囲気づくり

- ①児童の生活指導に当たっては、共通認識のもと学年全体で行っていくようにし、多角的で継続性のある指導体制を確立する。
- ②教員が悩みを抱え込まないで、相談し合えるような職場の雰囲気づくりを行う。またスクールカウンセラーを活用し、教職員がメンタルヘルスを健全に保てるようする。
- ③学校評価での地域・保護者アンケートなどの情報などを生かし、体罰、不適切な指導、行きすぎた指導などが起きないようにする。